

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷五十第

行發日一月七年一十正大

論叢

支那の古典に見はれたる社會政策

法學博士 田島 錦治

租稅負擔の一般と租稅の民衆化

法學博士 神戸 正雄

基督教文明の發展概論

法學博士 財部 靜治

社會哲學に於る主意的二元論的思想

法學士 恒藤 恭

經濟道と經濟術

法學士 作田 莊一

時論

政費節減論

法學博士 小川 郷太郎

說苑

功利主義と生産政策

經濟學士 堀 經夫

雜錄

勞農露西亞の社會保險

經濟學士 岡崎 文規

英國と勞農露西亞

經濟學士 小川 福太郎

經濟學會公開講演會記事

説苑

功利主義と生産政策 (三完)

(功利主義と經濟政策との關係についての學說史的考察の一部)

堀 經 夫

緒言	第一節	第二節	第三節	第四節
	デイヴィッド・ヒューム	アダム・スミス	ロバート・マルサス	ジェレミ・ベンタム
	前々號及び前號掲載			
	本號所載			

第四節 ジェレミ・ベンタム(一七四八—一八三二)

第一、ベンタムの功利主義 ベンタムは、英國功利主義の大成者であると共に、専ら生産政策によつて社會の幸福を最大になさんことを最も明白に主張せる第一人者である。

ベンタムは、倫理學なるものが單なる學者の思索の所産ではなくて、吾々人間が經驗によつて實際に親しく體得したる所のものではなくてはならないことを主張し、斯かる見地より彼れの功利主張倫理を構成した。『道德及び立法の原理序論』の冒頭に於て、彼は、彼れの體系の大前提とも稱すべき命題を述べてゐる。曰く、

38) Jeremy Bentham, Deontology, (1834), vol. I, pp. 10 and 40.

『自然は、人類を二人の主權者、即ち苦痛と、快樂と、の支配下に置いた。……彼等は、吾々の爲す總てのことに於て、吾々の言ふ總てのことに於て、吾々の考へる總てのことに於て、吾々を支配する。吾々が(彼等に對する)服従を免れんとして爲し能ふ所の、各努力も、畢竟吾々の服従を證明し且つ確認するに役立つに過ぎないであらう。』³⁹⁾

尙ほ同書の第五章に、彼は、苦痛と快樂との種類を列擧し、又第四章には、苦痛と快樂との分量の大小を決定する所の諸事情を述べて居る。

而してこの快樂若くは幸福を増加し、苦痛若くは不幸を斥ける所の資價(有形物たるも無形物たるを問はず總ての事物及び關係の有する)を、彼は、功利と名付けた。⁴⁰⁾ 而して功利、幸福、及び快樂なる諸々の言葉は、夫れ夫れ特有の意義を有し、幸福とは快樂の集合體を謂ひ、功利とは快樂を増し苦痛を減するの性質を指す、ものであるけれども、此等は、共に快樂といふ共通觀念によつて一貫せられて居る點より見て、互に代替性を有するものなることが、明かである。

次に吾々は、ベンタムの所謂功利の原則の意義を検しなければならぬ。曰く、

『デオントロアの基礎である所の原則は、功利の原則である、換言すれば、各行爲を、それが、公けの幸福の分量に貢獻するか若くはそれを減少するかの傾向を有つて居るに應じて、正しいか正しくないか、價値があるか價値がないか、實證に値するか實證に値しないか、と判定する所の原則である。』

是によれば、ベンタムは、公けの幸福を増進するか否かに従つて、或る行爲の正邪善惡の判断を下さんとするものであつて、茲に倫理的價値判断の標準が明かに示さるゝことゝなつた。従つて倫理學上の善德(virtue)及び惡德(vice)の意義が確定して來る。即ち善德とは、『幸福に貢獻をなす所のもの、——即ち快樂を極大になし苦痛を極小になす所のもの』⁴²⁾であり、惡德とは、『幸福

39) Bentham, An Introduction to the Principles of Morals and Legislation, chap. I. Of the Principles of Utility.

40) Cf. *ibid.*

41) Bentham, Deontology, vol. I., p. 24. なお Principles, chap. I. にも同様の句あり。

42) *Ibid.*, p. 17.

を減少し、若くは不幸を加ふる所のもの』である。『最大多数の最大幸福』を標語となす所の功利主義倫理は、こゝに至つて完成せられた。

而してこの倫理觀は、啻に道徳學者によつてばかりでなく、宗教家並びに政治家によつても齊しく遵奉さるべきものである。『道徳、宗教、政治は、一つの共通なる目的を有ち得るに過ぎない。若しも政治家、道徳學者、及び神學者が、總て自分達の爲しつゝあることを知つて居るならば、彼等の目的は同一のもの以外に出ることは出来ない。』⁴⁴⁾茲にいふ同一のものは、取も直さず、社會的、功利若くは社會的、幸福の増進といふことである。故に今政治に就て之を見るに、政府のやり方が功利の原則に従つて行はれて居るといふことは、『それが社會の幸福を増加するの傾向の方が、之を減少するの如何なる傾向よりも、より大である場合に』⁴⁵⁾始めて言ひ得らるゝのである。

余は、以上をもつてベンタムの功利主義倫理の大要を極めて簡単に述べたのであるが、次に有形なる財即ち富よりする所の幸福に、問題を限ることによつて、彼れの經濟政策の原理の研究に入らなければならぬ。されば先づ、ベンタムが富と幸福との關係を如何に解したるかに就て考察の歩を進めることゝする。

彼は、『一定分量の富が幸福に及ぼす結果に就て判断せんとすれば、三つの異なる場合に分けて考へられなければならない。』⁴⁶⁾と述べて、この三つの異なる場合に、

- (一) 富が既に所有されて居る場合、
- (二) そが將に獲得されんとして居る場合、

43) Ibid.

44) Ibid., p. 25.

45) Bentham, Principles, chap. 1.

46) Bentham, Principles of the Civil Code, (Bentham's Works, vol. 1.) p. 395.

(三) そが將に喪失されんとして居る場合、

に分ち、その一々に就て、更に詳細なる説明を加へてゐる。今之を略述せんに、第一の場合即ち富が既に所有されて居る場合には、

『一、富の各分量は、それに對應せる幸福の分量と連絡してゐる。

二、不平等なる財産を有する二人の個人に就て觀るに、最大の富を有する人は、最大の幸福を有するであらう。

三、最も富める人の側に於ける幸福の超過は、彼れの富の超過程に大ではない。

四、同様の理由により、二つの分量の富の間の不釣合が大であればあるほど、それに等しい大きさの不釣合が幸福の分量の間に存在するの蓋然性が小となる。

五、實際の(分配)比例が平等に近づけば近づく程、幸福の總量はより大である。』

次に第二の場合即ち富が將に獲得されんとして居る場合には、

『一、あまり細分すると、一分量の富が極く少量になるので、分前に與つたごの人にも、少しの幸福をも齎らさないことになる。

二、等量の財産を有する人々の間に或る分量の富を分配する場合には、この平等がより完全に維持されるやうに分配するに従つて、幸福の總量はより大となるであらう。

三、不等量の財産を有する人々の間に在つては、或る分量の富の分配が彼等の平等を來たすやうになさるゝに比例して、幸福の總量はより大となるであらう。』

最後に第三の場合即ち富が當に喪失されんとして居る場合には、

『一、一分量の富の喪失は、彼が失ふ所の分量と彼が殘す所の分量との比例の大小に應じて、より大なる又より小なる幸福の喪失を、各個人に齎らすであらう。……………』

二、等量の財産を有する人の數が多ければ多いほど、彼等の間に一定の喪失が分割される、場合には、それより結果する所の、幸福の總量に對する喪失は、より著しくないのであらう。

三、一定の點を越えたる後は、喪失を更に細かく分割すると、各負擔額は微少になる。幸福の分量に關する喪失は、殆ど無になる。

四、不等量の財産に在つては、富の喪失による幸福の喪失は、富の喪失の分配が財産をして平等に殆ど近づかせるやうに爲さるゝならば極めて小いであらう。』⁴⁷⁾

以上引用せる所によつて、富と幸福との間に一定の分量的關係があることをベンタムが認めたることは、明かであるが、然らばベンタムは、富による幸福即ち余の所謂物質的幸福を世に最大ならしむる爲めに、如何なる經濟政策を探ることを主張したるか。これ次項の問題である。

第二、ベンタムの經濟政策 前項の終りの部分に、余は、富と幸福との關係に關するベンタムの所説を引用したるが、之を仔細に觀れば、其の所説の根柢に、富の分配が平等に近いほど幸福の總量が大である、その思想が横はつて居ることは、直ちに看取し得る所であらう。今他の一例としてこの平等に關する彼れの見解を擧ぐれば、次の如き句がある。

『…：最大多數の最大幸福を目的として將に設立せられんとする、漸らしい組織を假定するならば、最も富める人より富の素

47) Ibid., pp. 305-306.

材 (matter of wealth) を取つて、之を貧しい人々に渡し、かくて終に萬人の財産を平等ならしむる、といふことには十分の理由があるであらう……⁴⁸⁾

斯くの如く、ベンタムは富の分配の平等が理論上は最大多数の最大幸福を齎すべきことを知つてゐた。然らば彼は、余の所謂分配政策によつて世の幸福を増進せしめんとしたるや、といふに、決して然うではなかつた。それは、彼が、理論としての分配政策は、實際に於ては却つて世の幸福を絶滅せしむるの結果を生ずるものである、と考へたからである。蓋し、富の分配を平等になさんとすれば、多く富を有する者に不安と危険を感せしむるのみならず、労働の結果を十分に享受することを得せしめないため労働に對する總ての誘導を消滅せしむることとなり、かくて資本の減少は、労働心の減退と共に、世の富の生産力を著しく減損し、延いては世の幸福に大なる傷害を加ふることとなるに相違ない。而して富める者に不安と危険とを感せしめず又働く者に労働の結果を十分に享受せしむる所のものは、即ち安固である。安固とは期待の意である。斯くあるべしと豫期せるものを、左様あらしむる所に安固がある。自己の所有に屬する富を、無償で他人に譲らなければならぬことになり、若くは自己の労働の結果なるが故に當然自己の所有に歸すべきものを、他人に分與しなければならぬことになるならば、そこに期待の裏切りがあり、不安固がある。ベンタム曰く、

『或る原因——人間の行爲又は或る他の作用——によつて、富の素材の或る分量が、……個人の所有より又はその豫期より、彼れの承諾なしに離れしめらるゝ場合に、それが彼の手に存在せざること、若くは謂はゞそれを喪失したること、を考ふることによつて、彼の胸に醸さるゝ所の苦痛を、失望の苦痛と呼ぶ』⁴⁹⁾

48) Bentham, Pannomial Fragments, (Works, vol.III.), p. 230.

49) Ibid., p. 226.

『吾々が、行爲の一般的計劃を立て得るのは、これ(これは未來の期待をいふ——譯者註)によるのである。人生の一定期間を構成する所の繼續的各瞬間が、孤立し獨立せる點の如きものでなくて、相連れる全體の一部になるのは、これ(前に同じ)によるのである。期待は、吾々の現在の生存と未來の生存とを結合し、且つ吾々を越えて後代の人々にまで至る所の、連續である。……安固の原則は、此等の總ての希望の支持を意味する、……』⁵⁰⁾

若し吾々に吾々を未來に結びつける所の『希望』がなく、又『失望の苦痛』が常に吾々を襲うて來るものとすれば、貧困と悲慘とが直ちに吾々を捉へるであらう。ベンタムは、不安固と貧窮の例として、野蠻未明の時代や戦争の時に、財産の安固なき爲めに、如何に饑饉の状態が起りしかを擧示して居る。⁵¹⁾

そこで法律若くは國家の第一の任務としては、人民の期待の本源である所の、財産と勞働とを保護し、それ等に對する報酬を確保する、といふことより外により重要なものはない筈である。

『法律は人に向つて、「働けよ、然らば余は汝に報酬を與へん」、とは言はないで、彼に曰ふ、「働けよ、然らば、汝より汝の勞働の結果を奪はんとする手を抑へて、汝にその結果を確保するであらう。』⁵²⁾

『財産は、期待の基礎に過ぎない。……財産の觀念は、既定の期待より成立する、即ち場合場合の事情に應じて、所有物より斯く斯くの便益を引出すことを得るといふ信念より成立する。さて此の期待、此の信念こそ、法律の任務である。余は、余が自分のものと看做す所のものをも、余にそれを保證する所の法律の約束によるに非ずば、之を享樂することを期することが出来ない。……財産と法律とは共に生れ而して共に死する。法律の以前に財産なく、法律を取去らば財産は失せる。財産に關しては、安固は、斯く斯くの分量の利益を享受することが出来るといふ、法律に基ける期待に、妨害や激動や擾亂を受けないといふことより成立する。立法者は、彼れ自身が生み出したる所のこの期待に、最大の尊敬を拂ふ義務を有する。彼がそれに矛盾しないならば、彼は社會の幸福に必要な所のものをなして居るのである、……』⁵³⁾

50) Bentham, Principles of the Civil Code, p. 308.

51) Ibid., p. 307.

52) Ibid., p. 308.

53) Bentham, Theory of Legislation, (English translation, 1911.), pp. 111-13.

ベントナムは、斯くの如く安固に絶大の價値を認め、社會の幸福にとつて、安固の不存在は根本的の傷害を醸すものであると考へたるが故に、彼にとつては、安固を破壊する所の平等は、たとひ理論上幸福を世に増進するが如く考へられても、實際に於ては全く空論に過ぎないものである。彼曰く、

『安固と平等とが矛盾するならば、躊躇は要らない、平等は退去すべきである。安固は、生命の——生存の——幸福の基礎である。總てのものはそれに依存して居る。平等は一定の分量の幸福を生むに過ぎない、加之、假ひ平等が創り出されるとしても、それは常に不完全であらう。假ひ一日の間それが存在し得たとしても、次の日の革命はそれを攪亂するであらう。平等の設立は妄想である、爲し得らるゝ唯一の事柄は不平等を少くするといふことである。』⁵⁴⁾

従つて彼は、共産主義には極力反對した。⁵⁵⁾

安固は平等に對つて勝利の聲を擧げた。生産政策は分配政策に對して優越なる地位を占めた。是に於て國家の探るべき政策は、炳々乎として明かである。即ち『國民の富の分量を増加せしむる爲めには、……特殊の理由なき限り、(國家の探るべき)一般的法則は、何事も政府によつて爲され又は企てらるべきではない といふことになる。政府の格言若くは合詞は、此等の場合には、靜かなれ(Be quiet)といふことではなければならぬ。』⁵⁶⁾(non-agenda)。換言すれば、各人をして自己の爲めに獨立自由なる活動をなさしむることが、政府の第一の任務である。(sponte acta)これ蓋し、『自分自身に對して最大の分量の幸福を獲得することが、各合理的人間の目的であり、『各人は、彼が或る他の人に對するよりも、自分自身により密接であり、又自分自身がより大事であるし、『如何なる他人も、彼の爲めに彼れの苦痛と快樂とを判断することは出来ない』

54) Bentham, Principles of the Civil Code, p. 311.

55) Cf. *ibid.*, p. 312.

56) Bentham, Manual of Political Economy, (Works, vol. III.), chap. 1.

といふ事情があるに加へて、『總ての人の幸福は、各人が彼れ自身の爲めに最大の分量(の幸福)を獲得することによつてより以外に、最大の範圍に於て之を獲得することは不可能である。』⁵⁷⁾といふ否定し難き前提が存するからである。かゝる見解は、余が響に述べたるアダム・スミスのそれと全然一致するものであつて、自由放任論に特有たる論據である。而して唯だ一つ國家の爲すべき義務として殘るものは、極めて消極的なる作用に過ぎない所の、安固及び自由の確保といふことである。(agenda)『安固と自由とは、産業が要求する所の總てである。農業、製造業、及び商業が政府に對つて呈出する所の要求は、デオゲネスがアレクサンダアになしたる要求、——『吾を日蔭にして下さるな』といふ要求と同じく、温和にして合理的なるものである。吾々は恩恵を受け
 58) 吾々は唯だ安全にして開豁なる路を要求するのみである。

最後に附記すべきは、ベンタムの樂觀論である。彼は既述の如く、安固に對して平等を棄てたけれども、併し彼は、平等その物を輕んじた譯ではないのであつて、安固に牴觸せざる限りに於て世に平等が行はれることは幸福を増す所以であると考へしのみならず、更に進んで、世が文明になるに従つて實際に自ら平等に近づきつゝあるものと信じてゐたのである。曰く、

『農業、製造業、及び商業によつて榮えてある國民に在つては、平等に向つての不斷の進歩がある、といふことを吾々は論じ得る。若しも法律がそれに反對しないならば、——若しも法律が獨占を支持しないならば、——若しも法律が世襲財産を許さないならば、大財産が、努力なく、革命なく、激動なくして、少しづつ分割され、而して遂かに多くの個人が、適度の財産を所有するといふ便益に與かるであらう。……故に、安固をして最高の原則としての地位を保たしむるも、それは間接に平等の設立を促すが、反之、平等は、社會秩序の根柢とさるゝならば、該秩序の設立に於ける安固を害するであらう、といふことを

57) Bentham, Deontology, vol. I. p. 18.

58) Bentham, Manual, chap. 1.

吾々は結論しても良からう』⁵⁹⁾

論じて茲に及ぶとき、吾々は、ベンタムの樂觀論が、アダムス・スミスのそれに酷似せるを見ると共に、今日經濟社會の實際の現象が、彼等の樂觀論を皮肉にも益々裏切つゝあることに、思ひ及ばざるを得ない次第である。

括 言

以上數節に亘つて、余は、ヒュートム、スミス、マルサス、及びベンタムの功利主義學說と其の經濟政策を研究し來つたのであるが、今顧みて此等の學者の所說を通覽する時に、余は、其等に多少の差異はあるにもせよ、其の間を脈絡貫通する所の根本思想が流れて居るのを、看過することが出来ない。

抑も英國第十八、九世紀は産業革命の時代である。中世の封建制度の外殻を破つて、貴族武士の階級を粉碎したるものは、この産業革命の氣運に乗じて一躍世の活舞臺に現はれ出でたる生産者階級（即ち所謂第三階級）である。彼等は自由を要求し、而して之を克ち得た。進歩は自由の賜である。國富の増加、物質的享樂手段の増進は、誠に著しいものがあつた。産業謳歌の時代が到來した。

併しかゝる目醒しい進展の裏面には、矢張り幾多の犠牲者があつた。労働者階級（即ち所謂第四階級）に屬する人々が、即ちそれである。彼等は、世の富が増殖せしにも拘らず、貧困と饑渴とに襲

59) Bentham, Principles of the Civil Code, p. 313.

はれて、日一日を不安と恐怖とを以て暮さなければならなかつた。これが世の苦悶であり、社會問題の根本原因である。

而してこの傾向は、既に産業革命時代の當初に萌し、其の進展と共に益々強盛になつて來た。ヒューム、スミスを経て、マルサス、ベンタムの時代に及んで、世の苦悶は愈々激きを加へて來た。正統派經濟學に屬する此等の學者と雖も、右の事實に盲目であることは出来なかつた。社會の幸福の増進といふことが彼等の目的である以上、この幸福を減殺する所の、社會の苦悶又は苦痛を看過することは出来ない。そこで彼等は、貧富の懸隔を匡正する爲めの手段として、富の平等といふことを考へた。而して彼等は、平等が世の幸福を大いに増進すべきことを、理論上認めざるを得なかつた。併し彼等は、社會の幸福の増進の爲めに直ちに平等を主張すること敢行し得なかつた。それは、彼等が、不安固が平等に必然的に伴ふことに、氣付いたからである。惟ふに國家的の専制壓政を打破して自由を得たる新らしい國民にとつては、安固の要求は絕對的價値を有するものである。安固なくば自由なく、世の生産力は減退し、富從つて物質的幸福は大いに害せらるゝに相違ない。これ正に當時の時勢に逆行するものである。仍で遂に切角の平等の考案も、滔々たる自由(若くは安固)の要求の爲めに、一溜もなく水泡に歸せしめられて仕舞つた。大なる結果を得る爲めに、小なる損失を顧る暇がなかつたのである。上記の學者の中、スミス、ベンタムの如く、世の進歩につれて平等が漸次實現せられて來るものゝ如く樂觀したるものはあるけれども、併し經濟政策の根本原則として平等を棄て、安固に赴きたる點に至つては、彼等は悉

く合致して居る。

而して最後に論ずべきは、何故に彼等は平等と不安固との間に必然的因果關係ありと認めたりや、といふことであるが、それは、一言にせば、彼等が、各個人の利己心の作用を重要視し、而してこの利己心の自由なる活動が、個人の最大幸福を、又やがては社會の最大幸福を齎らすものであると、考へたが故である。蓋し、各個人の利己心を重要視する以上、世に人為的なる富の平等を作出することによつて、資本を有するもの又勞働力を有するものに失望の苦痛を與へ、以て彼等の利己心よりする懸命なる活動力を鈍くするといふことは、社會の幸福にとつて大打撃たらざるを得ないであらう。余が、前述の學者の經濟政策を名付けて、生産政策といひ自由放任主義といひたる所以、又それが普通に個人主義的又は資本主義的經濟政策と言はるゝ所以は、實に這般の事情に胚胎するのである。